

## 第32回那珂市公共下水道事業審議会 会議録

1. 開催日時 令和3年2月18日（木） 午後2時00分～午後3時00分
2. 開催場所 那珂市役所 瓜連支所 分庁舎2階 会議室
3. 出席者 委員19名（内1名途中出席） 事務局8名
4. 欠席者 委員1名
5. 審議会内容

### 発言者

### 内容

事務局

本日は、大変お忙しいところ、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

本日の進行をさせていただきます、下水道課、鈴木と申します。よろしくお願ひいたします。

なお、開会前に1つお願ひがございます。

みなさまのお手元に茨城県のマークがあります感染防止対策宣誓書というものがございます。通称「いばらきアマビエちゃん」というものなのですが、お帰りの際までに、スマートフォンなどでQRコードを読んでいただきまして、ご登録のほうご協力をよろしくお願ひいたします。

では、開会にあたりまして、事務局から、本日の出席状況をご報告いたします。よろしくお願ひいたします

事務局

本日の出席状況をご報告いたします。

委員総数20名に対し、本日の出席者は18名ですので、『那珂市下水道事業審議会設置要綱』第6条第2項に規定する定足数（過半数11名以上）に達しており、本審議会は成立していることをご報告いたします。以上です。

事務局

それでは勝山文久会長より、ご挨拶を頂戴いたします。勝山会長よろしくお願ひいたします。

会長

みなさん、こんにちは。

コロナの茨城県独自の緊急事態宣言が出ているなか、一部ではワクチンの接種がはじまっていますが、まだまだ終息の兆しが見えてきてません。このような中で当審議会に出席いただきまして誠にありがとうございます。事業の中身自体がですね、事務局の方が段取りをしておりました説明会というものが順延になってしまったという状況になりました。

そのような中でもですね、下水道の見直し計画を作らなければいけないということで、事務局の方でいろいろ作業をしていただきまして、答申の案というものをまとめていただきました。この案につきまして今日は慎重な審議をしていただきたいと思います。

時間的にも、説明の時間を含めてなるべく短くすませるようにお願いをいたしまして、簡単でございますけど、挨拶に代えさせていただきます。

事務局

勝山会長ありがとうございました。

ここで、議事に入る前に、配布資料の確認をさせていただきます。郵送にて、すでに那珂市下水道事業審議会への諮問に対する答申（案）について、お届けしておりますが、修正箇所がございますので、机の上ですね、資料1～5まで綴ったものを改めて配布させていただいております。もし資料に不足がある委員さんがいらっしゃいましたら事務局までお申し出ください。

みなさま、資料の方はございますでしょうか。それではあるようですので、次の議事に進めさせていただきます。

ここからの議事進行は、那珂市下水道事業審議会設置要綱、第6条第1項の規定により、審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となるとされておりますので、勝山会長に議長をお願いいたします。

勝山会長よろしくをお願いいたします。

会長

規定によりまして、議長を務めさせていただきます。

委員の皆さまにおかれましては、円滑な議事にご協力をお願いいたします。

なお、審議会は公開により行いますので、あらかじめご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

まず、「(1) 下水道事業全体計画見直し方針(案)に係る諮問について」を議題といたします。これは、市長から諮問いただいた内容について、答申するものでございます。

事務局からご説明をお願いします。

事務局

下水道課の猪野でございます。よろしくお願いたします。ただいまお配りした資料でございますが、前回の審議会でご説明した内容をもとに、先日郵送にてすでにご確認いただいたところでございます。委員の皆様からお電話等でお問い合わせをいただきました。この場を借りてお礼申し上げたいと思います。

ご指摘があった中では、ですます調、である調が混在しているところについて、修正が必要とのご指摘や、そのほか事務局の方で地図上の面積の再確認等を行ったところでございます。

今回は、前回の審議会から変更があった点を中心に説明してまいりたいと思います。

それでは1ページ、資料1をご覧くださいと思います。

那珂市公共下水道事業全体計画見直し方針(案)について説明します。

まず、最初の1番目として見直しの目的についてまとめてございます。特に上から4行目の諸情勢の変化に対応し、持続可能な汚水処理システムを構築するため、より効率的な公共下水道の整備の在り方を検討することが必要になっているということを明記してございます。

また、法令に基づく全体計画の変更は、茨城県流域下水道整備総合計画と整合させることから、実際は令和5年度以降になりますが、今回の見直しは今後の公共下水道整備に係る指標とすることを示したところでございます。

続いて2番目の概要では、公共下水道、つまり集合処理、合併浄化槽、つまり単独処理、それぞれの汚水処理施設の有する特性、経済性等を総合的に勘案し、地域の実情に応じた適正な整備方法を選定したうえで見直しを行い、この見直しにより現在の公共下水道全体面積3,257.8haから441.5ha縮小し、2,816.3haとなるということに修正いたしました。

なお、面積については、前回の審議会の資料よりも440.9ha縮小し2,816.9haとなるとしてございましたが、再確認したとこ

ろ0.6haほど少ないことになりましたので、ご覧の通りの数字と訂正させていただきます。

3番目としまして、市民から寄せられた意見等について今回盛り込んだところでございます。

先日の令和3年1月15日から2月15日までの約1か月間、パブリックコメントを実施いたしました。この間、ホームページの閲覧が111件ございまして、1件の方からご意見をいただきました。将来の市民負担の軽減を図る取り組みには賛同するものの、全体計画の見直しの際には地域の実情を踏まえた検証を行うとともに、実際の整備を行う際には効率的な実施を求めるものでございます。

具体的には次のページ、2ページにまとめてございますので、ご覧いただければと思います。おひとりの方のご意見ではございましたが、4つの段落、部分についてご意見がございましたので、それをまとめてございます。

まず1つ目の意見は、一部の家屋だけが全体計画から外れる地域については、地域内での格差を生じることから、点在している家屋、5戸未満の家屋についても地域の実情を踏まえ、検討対象家屋とし、家屋間限界距離を基に検証すべきであるというものでございます。

これに対し、答申においては中・長期的な概成が可能な手法を選択することが求められる状況にあるため、家屋間限界距離はマニュアルのほか当市における管渠建設費等を参考に50mとし、検討単位区域は、早期整備の観点から家屋間限界距離という考え方を活用し、5戸以上を単位として設定したことを記載してございます。

隣の3ページをご覧いただければと思います。2つ目の意見でございしますが、後段の「現在の家屋の建築状況でそれらを判断するのではなく将来の需要を見込み、家屋がない土地についても全体計画に残すべきである。」というものでございます。これに対しては、実際に全体計画の変更計画を策定する、ただいま申し上げた「令和5年度の状況において、関連計画と整合を図りつつ、その時点の家屋の分布状況及び土地利用計画に基づき、改めて判断する予定である。」ということを記載いたしました。

3つ目の意見は、茨城県が設置しました那珂久慈流域下水道幹線が埋設されている路線については、効率的、効果的な整備が可能な区域であ

るため、この地区の生活環境の早期改善を図るためにも、公共下水道の早急な整備を望むものでございます。

これに対しては、効率的に汚水処理人口普及率の向上を図ることができ、区域を優先して整備に取り組む予定であることは当然でございますが、いずれにしても概成までには長期間を要することから、合併処理浄化槽設置補助制度を拡充し、すみやかに合併処理浄化槽への転換を推進していくということについても記載したところでございます。

最後の4つ目の意見としては、合併処理浄化槽が既に設置され、排水先が確保されている新興住宅地等については、汚水処理としての整備は完了しており、下水道に切り替える世帯は少ないと思われるため、投資効果を考慮し、全体計画から外すか、整備時期を遅らすことを望むものでございます。

これに対しては、今回の見直し方針を検討する際には、既存の合併処理浄化槽の設置状況を浄化槽台帳において把握したうえで、個別処理が良いか、集合処理が良いか、判定を進めてきたところでございます。これは、今後の令和5年度事業計画変更計画の策定時においても、効率的な整備が図れるよう、これらの検討によって把握した情報も活用し、策定作業を行う予定であることを記載したところでございます。

このような内容でございましたので、2ページ目の冒頭のとおり、パブリックコメントで寄せられた意見と、それに対する市の考え方は、ただいまご説明したとおり内容の修正が必要なものではないというふうに判断してございます。

それでは、前の1ページにお戻りいただければと思います。3番の途中になっておりましたので、2つ目でございますが、先ほど勝山会長からお話いただいたとおり、本年の1月16日から2月13日までの間、説明会を市内5会場で実施予定としておりましたが、茨城県独自の新型コロナウイルス緊急事態発令に伴いまして、延期することといたしました。日時は未定ですが、次年度、令和3年度に実施を予定しているところでございます。

こちらのホームページの閲覧件数は193件、その他来庁等、あるいは会場に直接お越しになった方もございましたので、そういったかたが12名いらっしゃいました。このようにホームページ閲覧件数も多かった状況でございましたので、説明会は延期するものの、この全体計画見直し、ないし合併処理浄化槽の補助の拡大・拡充についてご理解いただ

く際のポイントとなる質疑を取りまとめ、去る1月22日にホームページ上に掲載したところでございます。

ちょっと飛びますが、資料の4、11ページをご覧ください。ホームページに載せた文書をそのままコピーしたものでございます。内容につきましては、これまでこの審議会でいただいたご意見、ご質問と被るものもございしますが、実際に来庁された方などからも同様のご質問をいただいておりますので、そういった点についてポイントとなるものをまとめたところでございます。

具体的には11ページの間1、合併処理浄化槽や公共下水道と比較した場合、汲み取り式トイレや単独処理浄化槽の課題点はどのようなものかであるとか、間2、合併処理浄化槽制度拡充のねらいはどういうことかということ、次の12ページをご覧ください。

拡充した制度の概要のポイントでございます。

具体的には、新たな市独自の補助制度の要点を整理いたしまして、汲み取り式トイレの方にも、宅内配管費の一部を補助すること、単独処理浄化槽が何らかの理由で撤去できない場合でも宅内配管補助の一部を補助すること、増改築を伴う場合であっても宅内配管費の一部を補助すること、ただし更地の場合には対象外にいたします。

また、最後に単独処理浄化槽、汲み取り式トイレからの転換時に、道路側溝等に放流できない場合に設置する「敷地内処理装置」、こちらを設置する場合には、その一部を補助することを表に示しながら説明することとしています。

また、問の4として、申請に必要な文書の様式はいつごろ公表されるのか、ということとして、3月下旬をめぐりに市ホームページで公表する予定であることを記載したところでございます。

なお、公共下水道の計画が未計画の区域にお住まいで、合併処理浄化槽を設置していないご家庭の方を対象に、補助を拡充した旨のダイレクトメールを、3月下旬に発送できるよう準備を進めているところでございます。

続いて13ページをご覧ください。ここからは、公共下水道全体計画見直し(案)のポイントについて、同様にまとめている所でございます。

問1では、全体計画区域と事業計画区域とはどういうことか。問2では、今回の見直し手順は那珂市独自のものか。問3、問4、問5では、STEP1、STEP2、STEP3の基本的な考え方は、どういうことで進めていったのか、ということです。

続いて15ページをご覧ください。今回の説明会のポイントとなりました問6、図中の色分けが意味することはどういうことか、ということについては、以下のとおりの記載としたところがございます。

具体的には、紺色の、資料1の最後のページにA3版のカラーの区域図を付けておりますので、そちらの色の説明でございます。こちらの地図、凡例がついてございますが、色の意味についてはご説明する必要があったため、今回のQAに付け足した部分でございます。

具体的には、紺色の区域は、すでに公共下水道や農業集落排水を使うことができる供用開始済みの区域、水色の区域は現在公共下水道の整備を行っている事業計画認可のある区域、赤色の区域が引き続き公共下水道全体計画の区域として、公共下水道のスケールメリットを活かすことができるかと現時点で判断できる区域。

ピンク色の区域が、引き続き公共下水道全体計画の区域とするが、現時点では公共下水道のスケールメリットを活かすことができず、今後の事業認可を取得する時点で、その時点の土地利用の状況によって、再度事業を実施すべきか判断すべき区域。

最後に黄色の区域が、平成12年の全体計画では公共下水道による整備が相当となっていたものの、これまでの整備状況や将来の土地利用を考慮し、合併処理浄化槽による汚水処理を行う区域、という説明を追加してございます。

最後の問7として、説明会は延期となったが、具体的な予定はあるのか、ということを書かせていただきまして、説明会は新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえつつ、令和3年度に改めて実施する予定ではございますが、説明会以外にも広報や文書等も活用し、今回の見直しの趣旨についてご理解を得るための取り組みをあわせて進めることを記載してございます。

それでは、再び資料1の1ページ、一番最初のところをご覧ください。資料1の一番下、4番目の今後のスケジュールをまとめてございます。本日答申をいただいた後の予定を記載させていただい

たところでございます。3月1日の庁議に付議して、市として方針を決定する予定で準備を進めております。

その後、3月10日に市議会の産業建設常任委員会において、その内容を報告する予定でございます。また、次年度以降につきましては、令和3年度中に只今ご説明した市内5会場での説明会を実施する予定で、改めて準備をしていきたいと思っております。将来的には令和5年度中に、法令に基づく全体計画、事業計画の変更計画を県知事に協議し、こちらの見直しを進めていく予定でございます。

以上が概要等でございます。

続きまして、実際の諮問文をご覧いただければと思いますので、資料2、4ページの方をご覧いただければと思います。

市長の印が押された諮問の写しを添付させていただきましたので、念のために読み上げさせていただきます。

「諮問第1号、令和3年2月4日、那珂市下水道事業審議会会長 勝山文久様、那珂市長 先崎光。那珂市公共下水道事業全体計画見直し方針について（諮問）。表題のことについて、那珂市下水道事業審議会設置要綱第2条の規定により、貴審議会の意見を求めます。」となります。

実際の内容は、次の5ページをご覧いただければと思います。内容につきましては、先日皆様のところに郵便でお送りしたものとほぼ同じでございますが、冒頭で申しあげましたとおり、「です、ます調への整合性」ととったほか、面積などの修正をしているところでございます。

まず最初に、5ページの下にありますマークの方ご覧いただければと思います。5ページの下に、これまではなかったマークを付けてございます。那珂市では本年度より国連が定めた2030年を目標とする持続可能な開発目標、一般的にはSDGsと呼ばれる計画目標に向けて、市としても取り組みを進めることとしてございます。

具体的には、市がこのような計画とか方針を策定する際には、その計画や方針の目標となるマークを記載することから初めてございます。17の目標がございしますが、今回の下水道全体計画の見直しの場合には、その中でも6番目の「安全なトイレを世界中に」、9番目の「産業と技術革新の基盤をつくろう」、11番の「住み続けられるまちづくりを」が該当すると考えられるため、このマークもあわせて表紙に掲載したところ

でございます。SDGsの概要につきましては、新聞・テレビ等での報道もございますので、後ほどご確認いただければと存じます。

では、内容に入ってまいりますので、次の6ページをご覧ください。6ページの一番上、公共下水道全体計画の見直しの目的と概要。2番目の公共下水道全体計画見直しの方針については、11月の審議会以降の特段の修正箇所はございません。

引き続き7ページをご覧ください。3番目の公共下水道全体計画見直しの策定のフロー図でございますが、末尾に※印をつけておりますが、住民説明会については延期となりましたので、その文言を付け足してございます。

次の8ページをご覧ください。STEP1以降の箇所で、「です、ます調」または「である調」が混在していた、混じりあってたところがございましたので、一部修正してございます。趣旨については変更した点はございません。

引き続いて9ページをご覧ください。最初の上段の部分で、只今ご説明しました図中の色分けの内容、紺色・水色・赤色・ピンク色・黄色という5つの色の意味分けについてを付け足してございます。また、面積についても冒頭でご説明したとおり、縮小面積及び見直し面積を、11月の審議会時点のものから再確認いたしましたので、0.6ha減少した数値、ご覧の数値に変更してございます。

9ページの一番下の4番目の最後の、4番目の今後のスケジュールを追加してございまして、今回の見直し方針を基に、令和5年度の全体計画の法的見直し（変更）に向け、関連する作業を進めていきます、としまして、具体的には、ただいま申し上げました、令和3年度中に説明会を市内5会場で実施するほか、今後の維持管理を含めた広域化・共同化計画の策定を予定していること、令和4年度中には、10年先を見越した経営の在り方を計画する経営戦略の改定を行うこと、令和5年度中には、ただいまご説明した全体計画及び事業計画の変更計画の策定をそれぞれ明記させていただいたところでございます。

次のページには、先ほどご覧いただいたA3版カラーの図面を添付し

てございます。

ここまですが諮問させていただいた内容でございます。

説明の最後に、この諮問を受けて、本日ご協議いただく答申について、あらかじめご説明しておきたいと存じます。資料3、10ページをご覧ください。内容については、先日郵便でお届けしたものと同一となっておりますが、念のため読み上げさせていただきます。

「令和3年2月18日、那珂市長、先崎光様、那珂市下水道事業審議会会長、勝山文久。那珂市公共下水道事業全体計画見直し方針について（答申）。令和3年2月4日付け諮問第1号で諮問されたこのことについては、以下のとおり答申します。なお、事務の執行にあたっては、附帯意見についてご留意されるようお願いいたします。

1、那珂市公共下水道事業全体計画見直し方針について、原案のとおりとすることが妥当である。

2 附帯意見、新型コロナウイルス感染症の影響により、市内5会場で実施する予定であった説明会について延期することとなったが、公共下水道整備に対して市民の理解を求めらるうえでは不可欠であることから、引き続き市民に対して十分に説明責任を果たしていただきたい。

また、今後予定される全体計画及び事業計画の法定見直しの際には、今回の評価手順に準じた検証を再度行い、整備後も安定して汚水処理を行う経営が可能であることを確認していくことが求められることから、改めて当審議会に諮問されたい。」としてございます。

こちらの内容につきましては、先日郵送でお送りした後、何人かの委員の皆様からご連絡をいただいたところでございます。連絡あるいはご質問等がございましたが、特に答申について修正が必要であるのご意見はいただけていないところでございます。

この内容で答申いただいた後は、ただいまご説明したとおり市の庁議で決定し、その内容を市議会常任委員会で報告する予定でありますので、そのことを付け足しさせていただきたいと思っております。

以上、諮問及び答申の内容についてご説明させていただいたところでございます。よろしくお願いいたします。

会長

はい、ありがとうございました。

今までの審議の中身ですね、若干、市の修正を加えた計画見直し(案)

方針ですね。それから答申（案）について事務局の方から説明を受けました。今までの説明の中で、皆様方の方からご質問等がございましたら挙手の上お願いいたします。

委員 資料のですね、4の16ページのところにですね、A6にクエスチョンのマークがあり、6があつて、その下にAの6とあるんですが、この中でピンク色の区域についてですね。

現時点では公共下水道のスケールメリットを活かすことができないという文面がありますけど、これはあれですか、整備をしても多分そこには人は住まないだろうという予測のことを言っているのでしょうか。もしそうであれば、そういうふうを考える根拠はなんなのか。これについて教えてください。

会長 はい。事務局。

事務局 はい、ご説明いたします。図をご覧くださいながら、ご説明したいと思いますので、A3版のカラーの地図をご覧くださいければと思います。

この地図を作成するに当たっては、審議会で2年ほど前から実際の検討区域を設定する際の手順の方を確認しながら進めていったこととなりますので、その手順をおさらいしていくことになろうかと思えます。

公共下水道を整備するにあたっては、那珂市の場合には那珂久慈流域下水道に接続しての処理が主な処理方法となりますので、紺色の区域のところから拡大を続けることとなります。あるいは茨城県の流域下水道が埋設されている管渠の周辺に接続点を新たに設けて、そこから各地区の皆さんへの下水道を整備していくという形になります。

従いまして、下水道を整備する際には、そういった既存の公共下水道が整備されている所から管渠の工事を行って、今現在の平均する単価ですと、1,000m、1kmを整備するのに約1億円の整備費用かかるということを以前の審議会でご説明したところですが、そこで何世帯の方がお繋ぎいただけるかという試算をまずご説明したところがございます。

もう一つの考え方として、仮に同じ区域を、同じ家屋を公共下水道で整備しないで、合併処理浄化槽を設置した場合には、どれくらいの建設費がかかり、維持管理がどの程度かかるかというのを同じ区域、同じ家

屋を対象に、もう一回計算します。そうなりますと合併処理浄化槽の場合には、国のマニュアルでは80万円程度の建設費と比較的単価が安い状態となっていますが、維持管理が1件1件、清掃にまわったり、点検をする必要があることから、年間6万円から8万円ほどの維持管理の費用が掛かるというような見積もりが出てございます。

つまり、ある程度家屋と家屋の距離が近い、つまり家屋が連担している、家屋が密集している地区では公共下水道のスケールメリットが活かせるが、家屋が点在している場合には合併処理浄化槽が有利になるという点について考えることができます。

この考え方でどちらが有利かというので、境界になる距離を出しますと那珂市の場合、約50mという計算結果が出ましたので、昨年度の委員会でそちらの方をご報告させていただいたところでございます。

50mの中に隣の家があれば公共下水道の方が有利、隣の家が50m以上離れていれば合併処理浄化槽の方が有利な地域でございます。こういった計算結果になりましたので、50m以内に家が5軒以上ある場合を1つの集落として計画を進めることとしました。

それが途中でも出てまいりました検討単位区域という考え方でございます。5戸以上集まっている場合には仮に数軒の方が世代交代等で空き家になった場合でも、引き続き同じ集落として維持できる可能性があります。例えば1軒2軒で計算した場合、その1軒がなくなってしまった場合、そもそも無駄になってしまう可能性もございます。

です。家屋間限界距離とこの検討単位区域、その2つの考え方で那珂市全体の未計画区域の約4,000から5,000世帯を点に落として、ドットに落としてそれぞれの検討単位区域として設定したところでございます。

ここからが質問に対する答えでございますが、その家屋間限界距離で検討単位区域を設定し、さらに公共下水道の方が経済的に有利だと判断されたところについて原則として赤で括ったところでございます。

つまり、今現在であっても公共下水道の整備の方が有利として考えられる区域でございます。

一方ピンクのところ、こちらについては検討単位区域から外れたところないし、検討単位区域にはなったものの、経済比較をしてみたところ合併処理浄化槽の方がやはり有利であった地区、黄色も同様ですがそう

いう地区になります。

では、黄色とピンクの違いでございますが、黄色の区域のうち、例えば中台周辺あるいは飯田周辺、豊喰周辺などの区域につきましては、12-14とか12-13とかいう数字も出ているかと思いますが、都市計画法に基づく区域指定を行った区域でございます。

こちらの区域につきましては、住所要件等がなく、宅地であればごなたでも新たに家を建てることのできることから、現在は家がなくとも実際に整備をする5年後、10年後、15年後の家屋の状況によっては赤に転じる可能性がある区域でございます。そういう区域について今回の下水道全体計画まで落とすよりはピンク色として今後の家屋の配置状況を再度確認すべき区域として、黄色ではなくピンクに戻したところでございます。

先ほどご説明したSTEP1、STEP2、STEP3の説明でございますが、そのような形で赤やピンクの違いを付けたところでございます。ですので、ピンク色の区域については今現在すぐに整備を行う場合には公共下水道を整備したとしても収益が得られない、もっと言うと合併処理浄化槽で行う方が効率的に整備が進む区域であります。将来的に実際の整備を行うまでの年数を考えると現時点ではピンク色、つまり全体計画区域に残すことを判断した方が良いのではという風に考えた区域になります。以上です。

会長                    はい、ありがとうございました。  
事業計画等も踏まえた措置のお話をいただきました。よろしいですか。  
その他ご意見等があれば。

委員                    区域変更予定図のところなんですけれども、那珂市の一番右の端ぐら  
いに白抜きのところ、市街化区域で赤い点線で囲まれている白い部分  
がありますよね。  
これはどういった地域なんでしょうか。ちょっと全体的にみると異質  
な感じがするものですから、ここは何なのかなという疑問が湧いてきて  
しまったんですが。

事務局                    では、私の方から説明させていただきます。  
この図面です、右上の白く抜けている部分、ここは向山の工業専  
用地域として線引きされている市街化区域に該当するところです。こ  
の全体面積が200haほどありますけども、そのうちほとんどが原研

施設等になっておりまして、そこは元から下水道全体計画区域に含んでいないという区域でした。この中で200haの一部ですね、入っている所はまだ未整備の、あまり土地利用が図れていない市街化区域が一部ございまして、その分だけ一部下水道を整備したというところでありまして。

基本的には白抜けしているところは、市街化区域であっても工業専用区域で、特に元々下水道に流入していない、計画していない区域という形になります。

委員 元々、そうすると、工業専用地域であったから下水道に繋がられる区域ではないんですか。これ那珂研のところですよ。

事務局 はい。

委員 そうすると那珂研ではどういった水の流し方をしてるんですか。自己処理という形なんですか。

事務局 そうですね。詳しく承知しているわけではございませんが、那珂研につきましても公共下水道の計画区域ではございません。供用開始している区域ではございませんし、全体計画、事業認可をとった区域ではありません。ただ、市街化区域ということで今回似たような色になってしまうので、この白抜きとさせていただきますところではあります。

ご質問の那珂研の排水処理につきましては、那珂研内で処理施設を設けて、それを排水路で放流して最終的には太平洋に放流していると伺っています。

委員 全体で見ると、この部分だけ白く抜けていて点線でなってるものですか、ここは何なんだろうという疑問が湧いてきてしまったものですか、その辺がちょっと難しいですね、質問の仕方として。分かりました。

委員 この案に関しては、我々、今までやってきたということで十分理解し、また賛成するものでございます。

ただ、今度説明会を予定しておりますので、説明会の席では事務局として2点ほど把握したうえでお願いしたいと思います。と、言いますのは、1つはまず3年位前、29年度でしたっけ、区域指定を設けました。

この区域指定のために水道とか下水道とか、そういうのはやりませんよ、というようなお話があったんですね。

その辺は地域の方は伝え聞いているかと思うので、たまたま私のところは下水道に関しまして、どこでしたか、那珂ハウジングですか、私のところに区域指定が出て住居が10戸ほど建ちました。その排水路に関しては那珂ハウジングが設置したという経緯がありまして、那珂市の金を使ったわけではないんですけど、そういうことで区域指定の中での団地的なものがあった場合に、どこまで下水道の整備をするのかという質問が出ると思うんですね。それを頭に入れていただいて対応していただきたいというのが1点です。

2点目ですが、我々今まで下水道審議会をやっていて、合併浄化槽は高いんだよと、下水道というのはコスト的に安いんだよというような言い回しで地域の人に話をしていた。そういう中で今度は合併浄化槽を推進していくということに関して、違和感を持つ、持っている方もいると思うんですね。

私は当然のことながら審議会として、こういう答申に。また、こういう方向になったということは理解しておりますので、ですけれども説明会の席では十分配慮した上での対応をしていただきたいと思います。

この2点をお願いします。

会長

はい、ありがとうございました。

今後の説明の中で、今まで我々が聞かせていた中での部分とですね、ちょっと違いが生じているという風に受け取られる恐れもあるということですので、その辺につきましましては十分にご理解いただけるような説明の仕方をしていただければという風に思います。よろしく願いいたします。

その他ございますか。

副会長

いろいろ事務局では大変でしたけど、お話を聞いて一市民の立場で考えてみるとですね、何か抜けてるなと思うのがですね、1つはですね、はっきりと地域的にですね、公共下水道の計画がどこまで行くのか、この黄色い部分は浄化槽の地域になるんですよと。

その地域に住んでいる方々は、私のところはもう黄色の地区だから、公共下水道を待っていてもあれから、じゃあ合併浄化槽に行きましょうと判断できるんだけど、今までどおり赤とピンクは公共下水道のままに

なる可能性がある、現在の事業計画の概成が8年かかる、そのあとの残りの地域がさらに認可を受けて15年から20年かかると。

じゃあ赤の地域とピンクの地域の方々は、今後まだ数十年、じゃあ何も恩恵は得られないのか、そうではないんだということを、要するにこの赤の地域でもピンクの地域でも、これ以上今の汲み取りとかでは我慢できないから水洗にしたいんだという方がたくさんおられると思うんですね。

そういう時には、そういう人たちにも、赤の地域の人でもピンクの地域の人でも浄化槽の補助は得られるんですよと、そういうことを紙に書いて地元の説明会で説明してあげないと、当然一市民の方からそういう質問が出ると思うんですよ。私のところは公共下水道だから私は30年待たなければいけないのか、何もできないのかという質問はたくさん出ると思うんですよ。その辺をもう少し噛み砕いてですね、それに答えられるような、合併浄化槽の補助は受けられますから、是非希望の方はどうぞ申し込んでくださいというような説明をしてあげればいいのかなど、それが1つ大きく抜けているのかなというような気がします。それは1つの参考にしていただければと思います。以上です。

会長

はい、ありがとうございました。

いろいろと委員の方からの質問ができました。その他、特になければ、この案で答申とさせていただくというような感じでよろしいでしょうかね。

はい。ではそういう形で答申書を原案のとおり答申をさせていただきたいと思います。

その他、特にございませんでしょうか。

答申につきましては、下水道課長をとおして市長に答申させていただくということでございます。

その他質疑ございませんか。なければ事務局の方から。

事務局

はい、ありがとうございました。

その他として1つございますので、資料5、16ページをご覧くださいければと思います。

令和3年度の、この審議会の審議内容について簡単にまとめたものでございます。令和3年度の審議会については、令和5年度中に予定される那珂市公共下水道事業全体計画・事業計画変更県知事協議に向けた議論を、引き続き進めていただく予定であります。

あわせて、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である「那珂市下水道事業経営戦略」こちらの改定に向けた検討も、あわせて行う予定でございます。

具体的には、本年度同様に3回を予定しております。

まず1回目の33回審議会は、7月上旬ごろに令和2年度の下水道事業報告、令和3年度の下水道事業予定、令和3年度の審議内容について、例年通りのご説明をさせていただき予定しております。

続いて2回目の34回審議会は、現時点での予定は11月ごろに、先ほどご説明していた、令和3年、4年、5年のスケジュールに従いまして、経営戦略の改定に向けた課題点について、広域化・共同化計画の策定に向けた検討状況について、具体的な検討を進める予定でございます。

最後に、3回目の35回審議会は、来年の今ごろに、経営戦略の改定に向けた検討状況について、広域化・共同化計画の策定について、それぞれご審議いただき予定で進めていきたいと思っております。

また、ただいま委員さんの中からもご意見いただきました説明会について、新型コロナウイルスの動向を踏まえつつ、改めて実施できるよう準備していきたいと思っております。

お忙しいところ申し訳ございませんが、引き続きご協力いただければ幸いです。よろしくお願いたします。

会長

ありがとうございました。

今、事務局の方から今年度の予定等につきまして、ご説明をいただきました。その他特になければ、次第の大きな三番、その他を議題とします。特にございませんでしょうか  
なければ、事務局の方で。

事務局

勝山会長、長時間にわたる議事進行誠にありがとうございました。

最後にですね、大きな3、その他に入ります。委員の皆様から関連して何かご発言等がございましたらお願いいたします。

皆様、特にないようですので、事務局の方からお知らせいたします。委員のみなさまの任期につきましては、もう一年ございますが、各地区のまちづくり委員会推薦でお願いしております委員のみなさま方におか

れましては、4月以降に、令和3年度のまちづくり委員会の各事務局に改めましてご推薦をお願いする予定でありますので、ご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

なお、令和3年度の第1回目の審議会につきましては、さきほどご説明したとおり、7月頃を予定しております。

今後ともよろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして、第32回那珂市下水道事業審議会を閉会いたします。

長時間にわたり、誠にありがとうございました。